

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部進学情報センター規則

平成元年10月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第15条第4項及び東京大学教養学部組織規則第17条第4項の規定に基づき、進学情報センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 センターは、学生が各自に適切な進路を選択して進学するように、教員と学生とのコミュニケーションの活性化を図ることを目的とする。

(センター長)

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、教養学部長をもってあてる。

3 センター長は、センターの管理及び運営を統轄し、センターを代表する。

(教員及び職員)

第4条 センターに、専任の教員及び職員若干名を置く。

(運営委員会)

第5条 センターに、これを運営するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(施設及び設備)

第6条 センターに、附属する施設として、資料室、相談室等を設置する。

附 則

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。